議案第　１３４　号

周南市景観条例の一部を改正する条例制定について

周南市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市景観条例の一部を改正する条例

周南市景観条例（平成24年周南市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第16条第７項第11号」を「第16条第８項第12号」に改め、「の左欄」を削り、「行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模」を「大規模な行為」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、景観計画に定める景観形成重点地区及び景観形成促進地区における建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、この限りでない。

第12条中「ものとする」を「よう努めなければならない」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、別表に掲げる大規模な行為のうち、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当する届出をしようとする者は、当該届出を行う前に、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

別表中「第11条」を「第12条」に改め、同表大規模な行為の項行為の区分の欄中「改築又は」を「改築若しくは」に改め、同表大規模な行為以外の行為の項を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第10条の改正規定（「第16条第７項第11号」を「第16条第８項第12号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（参　考）

周南市景観条例新旧対照表

現行	改正案
（届出等の適用除外） 第10条　法第16条第７項第11号に規定する条例で定める行為は、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模以外のものとする。	（届出等の適用除外） 第10条　法第16条第８項第12号に規定する条例で定める行為は、別表に掲げる大規模な行為以外のものとする。ただし、景観計画に定める景観形成重点地区及び景観形成促進地区における建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、この限りでない。
（事前協議） 第12条　法第16条第１項又は第２項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に協議するものとする。	（事前協議） 第12条　法第16条第１項又は第２項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に協議するよう努めなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、別表に掲げる大規模な行為のうち、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当する届出をしようとする者は、当該届出を行う前に、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に協議しなければならない。
別表（第９条―第11条関係）	別表（第９条―第12条関係）

行為の区分		規模
大規	建築物の新築、増	建築基準法（昭和25年法律第201

行為の区分		規模
大規	建築物の新築、増	建築基準法（昭和25年法律第201

現行			改正案		
模な行為	築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	号）第２条第１項に規定する建築物のうち、大規模な建築物（３以上の階数を有し、又は延べ面積500平方メートル以上の建築物。以下同じ。）	模な行為	築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	号）第２条第１項に規定する建築物のうち、大規模な建築物（３以上の階数を有し、又は延べ面積500平方メートル以上の建築物。以下同じ。）
	工作物の新設、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第１項に規定するもの		工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第１項に規定するもの
	（略）			（略）	
大規模な行為以外の行為	建築物の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築物のうち、大規模な建築物以外のもの			